平成１９年３月
人事教育局衛生官

自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令（昭和２９年防衛庁訓令第１４号）の一部を改正する訓令について

１　改正の趣旨

自衛官等を採用するに当たり身体検査を実施する必要があり、自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号）第２７条においてその身体検査の合格基準を定められていることを受け、その合格基準の細部について、自衛官等の身体検査に関する訓令が定められているところ。

自衛隊法施行規則第２７条第１項第４号において、視力に関する合格基準が定められているところ、この度その基準が変更されることを受け改正するものである。

２　改正の概要

自衛隊法施行規則第２７条第１項第４号（視力に関する合格基準）の現行の合格基準に、裸眼視力が０．１未満であっても±８．０ジオプトリーを超えない範囲の屈折度のレンズによって矯正視力が０．８以上となる合格基準が追加されることを受け、訓令中の視力に関する事項のうち改正をすべき部分につき所要の改正を実施するもの。

※　「ジオプトリー」とは、レンズの屈折度を表す単位で焦点距離（メートル）分の１のことをいい、－は近視用、＋は遠視用を示す。これらの数値の絶対値が大きいほど、一般的には「度の強いレンズ」といわれる。

３　新たな合格基準改正の考え方

訓令制定当時に「裸眼視力０．１以上で矯正視力０．８以上」を要求していたのは、矯正レンズの屈折度が大きいと、視野の中心と周辺の視力の誤差が大きくなり、映像の歪みが生じ、広い視野の確保が困難であったことを考慮したものと考えられる。

しかしながら、近年、矯正技術が進み、屈折度が大きい場合であっても、コンタクトレンズやhigh-indexレンズを使用することにより周辺の歪みの最小化が可能となり、広い視野を得ることが可能となっている。

現行規則における矯正視力による採用としては、「裸眼視力０．１以上で」という条件を付しているが、上記理由により、裸眼視力が０．１未満であっても、映像の歪みを最小化できる条件を満たした矯正（±８．０ジオプトリーを超えない範囲での矯正）により視力が０．８以上とな

る者であれば、自衛官に求められる視機能を確保できると判断できる。
　また、屈折度を「±８．０ジオプトリーを超えない範囲」とした理由については、航空法施行規則（昭和２７年運輸省令第５６号）別表第４（第６１条の２関係）身体検査基準に準じており、屈折度が示した数値を超えるような矯正を必要とする者については、視野の中心と周辺の視力の誤差が大きくなり、映像の歪みが生じ、業務遂行に影響を及ぼす可能性が否定できず、また、将来的に網脈絡膜変性等をきたす確率の観点からも医学的に妥当な範囲と考えられる。

４　施行期日

平成１９年４月１日